

事業主(給与支払者)には、 個人住民税の特別徴収義務があります

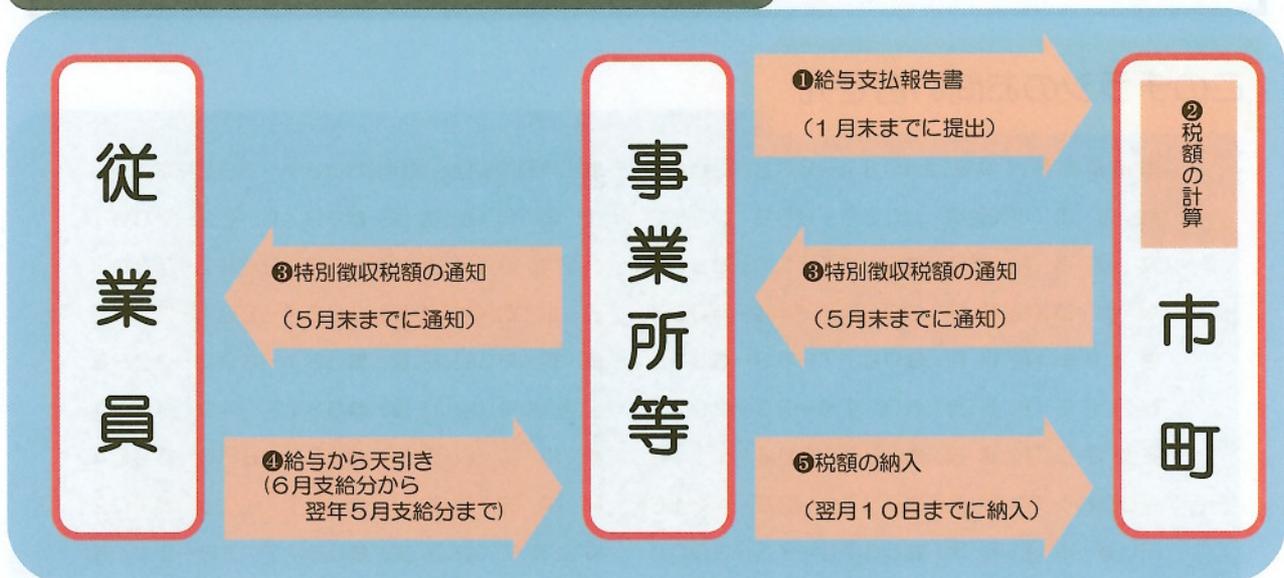
個人住民税の特別徴収とは

事業所において、毎月の給与を支給される際に、従業員の個人住民税(市町村民税+県民税)を給与から天引き(特別徴収)して該当市町村に納めていただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)はすべて、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定されており、所得税と同様、住民税を給与天引(特別徴収)する義務があります。

ただし、所得税の源泉徴収と異なり、天引きする額は、市町村から通知します。所得税のような税額計算や、年末調整をする手間はかかりません。

個人住民税の特別徴収制度の概要



【納期の特例について】

毎月の給与から天引きした税は、翌月の10日までに、金融機関等を通じ市町村へ納めていただくこととなりますが、従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

特別徴収に関するQ & A

Q1 なぜ今、特別徴収なのですか？

A1

所得税から住民税への税源移譲に伴い、住民税額が増加して、滞納の増加が懸念されています。税負担の公平性を確保するためには特別徴収の実施を徹底する必要があります。

Q2 特別徴収のメリットは何ですか？

A2

この制度は、「従業員が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税者である従業員にとって大変便利な制度です。また、普通徴収が原則として年4回払いであるのに対し、特別徴収は年12回払いになるので、従業員（納税者）の1回当たりの負担が少なくて済みます。

Q3 手続きはどうするのですか？

A3

毎年1月末までに市町へ提出する給与支払報告書総括表に「特別徴収実施」と朱書きで記載してください。

(注)

特別徴収をしている方が年度の途中で退職・休職等をされて、給与天引（特別徴収）ができなくなった場合は、速やかに、所定の異動届出書を提出する必要があります。

このチラシのお問い合わせ先

香川県総務部税務課 ☎087-832-3068	香川県政策部自治振興課 ☎087-832-3098
高松市（市民税課） ☎087-839-2233	土庄町（税務課） ☎0879-62-7001
丸亀市（税務課） ☎0877-24-8857	小豆島町（税務課） ☎0879-82-7003
坂出市（税務課） ☎0877-44-5004	三木町（税務課） ☎087-891-3305
善通寺市（税務課） ☎0877-63-6305	直島町（税務課） ☎087-892-2296
観音寺市（税務課） ☎0875-23-3922	宇多津町（税務課） ☎0877-49-8004
さぬき市（税務課） ☎087-894-1118	綾川町（税務課） ☎087-876-5284
東かがわ市（税務課） ☎0879-26-1216	琴平町（税務課） ☎0877-75-6702
三豊市（税務課） ☎0875-73-3006	多度津町（税務課） ☎0877-33-1118
	まんのう町（税務課） ☎0877-73-0104

事業主の皆様に対し、個人住民税の特別徴収をしていただくために、市町と県が協同して推進に取り組んでいます。市町から特別徴収の課税通知が届いたら、必ず天引きしてください。

かがやくけん、かがわけん。

香川県